

平成24年第9回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成24年 9月25日 (火)
午前9時29分 から 午前10時34分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員 (14名)
 - 1番 木村茂人
 - 2番 塚田修彦
 - 3番 後藤政次
 - 4番 小野三幸
 - 5番 大仁田金次
 - 6番 松本良明
 - 7番 田中文彦
 - 8番 内尾明美
 - 9番 西田悟
 - 10番 高道修二
 - 11番 山本政人
 - 13番 宮崎敬三
 - 14番 山下時義 (職務代理者)
 - 15番 岡村貞夫 (会長)
4. 本日の欠席委員 (1名)
 - 12番 宮崎幸春
5. 議事日程
 - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
 - 日程第2. 議案第80号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 日程第3. 議案第81号 農用地利用集積計画の認定について
 - 日程第4. 議案第82号 非農地証明願について
 - 日程第5. その他
6. 総会書記 (農業委員会事務局職員)
事務局長 吉村文雄・局長補佐 坂本重志・参事 田尻龍一

7. 会議の概要

1, 開 会

開会午前9時29分

議 長 おはようございます。
定刻になりましたので、ただいまから平成24年第9回農業委員会総会を開会致します。
本日は錦戸幸春委員さんが欠席ですが総会は成立しております。
心配された台風16号も被害なく通過したことに安堵いたしました。
ミカンの収穫やレタスの定植と毎日過労の日が続いております。お体には十分注意して頑張っていたいただきたいと思います。

2, 議事録署名委員及び総会書記の指名

議 長 議事日程第1の議事録署名者及び総会書記の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、9番の西田 悟委員さんと10番の高道修二委員さん
にお願い致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の吉村氏、
坂本氏、田尻氏を指名致します。

3, 議 事

議 長 それでは、議事に入ります。まず日程第2. 議案第80号 農地法
第5条の規定による許可申請についてを上程を致します。
事務局に説明を求めます。

事務局 それでは日程第2. 議案第80号、農地法第5条の規定による許可申
請についてご説明致します。

3ページをお開き下さい。全部で2件ございます
まず、整理番号1の申請ですが、議案記載の譲受人は議案記載のとおり
であり、譲渡人も議案記載のとおりです。
申請物件は議案記載のとおり田1筆438㎡、畑3筆4,528㎡、
合計4筆4,966㎡です。
転用の目的は植林です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、
申請地は、桑畑及び水田として管理してきた農地であるが、平成15年に桑畑
であったものを廃園し、水田はその翌年の梅雨時期の

豪雨により土砂が流入したため、畦畔が崩壊してしまい、思うように管理ができなくなったため、転用許可申請が必要であることの認識がないまま、申請者の家族が植林を行い現在に至っている。今回、家族間で財産整理を行うに当たり、相続や手続きを行う過程で農地法に関する許可申請が必要な土地であることがわかった次第である。現状では、農地に復元することは難しいため引き続き山林として管理を行いたい。というものです。

場所につきましては5ページから8ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の現実性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策についても、事業計画、位置図、平面図、字図、排水同意書等関係書類も添えられており審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。今回始末書を添付しての申請でございます。

続きまして整理番号2の申請ですが、9ページをお開き下さい。譲受人、譲渡人とも整理番号1と同一人です。申請物件の表示は議案記載のとおり畑1筆340㎡です。転用の目的は倉庫です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、昭和48年頃に申請者の家族が養蚕業の関連資材保管施設として倉庫を建設しているが、宅地に隣接した配置で以前から耕作されておらず、農地としての認識がないまま倉庫を建設している。今回、家族間で財産整理をするに当たり、相続や手続きを行う過程で農地法に関する許可申請が必要な土地であることがわかった次第である。現在も使用している倉庫で、他に代替えできる土地もないことから、申請地を倉庫敷地として利用したい。というものです。場所及び施設の概要につきましては10ページから13ページに図示しております。農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の現実性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策についても、事業計画、位置図、平面図、字図、排水同意書等関係書類も添えられており審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。今回始末書を添付しての申請でございます。以上です。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。只今事務局から説明をいただきましたが、関連案件2件でございますので、1件ずつ処理して参ります。まず整理番号1についてでございますが、ご意見のある方は挙手願います。

10番 はい

議長 はいどうぞ

10番 譲受人と譲渡人が同一人間ということでありましたけれども書類で名前が違っていると思いますが吉と正しい

事務局 同一人というのは整理番号1の譲受人と譲渡人が同一人ということです。

10番 いいですか、4ページの所有者氏名違いますよねそこを私は・・・

事務局 説明いたします、3ページの譲渡人と4ページの所有者氏名が違うというご意見ですが、この方は婚姻をされて姓を妻の姓を名乗られているということで、現在は3ページ記載の姓が正しい。本人さんの姓になっています。但し登記上は所有者としてはまだ登記上の変更がされてないということでこういった表示となっています。

10番 名前は〇〇さんですか。〇〇さんではないですか。3ページは〇〇さんとなっているでしょう。4ページ

事務局 4ページはの方が〇〇さん。譲受人さん

10番 3ページは〇〇さんになっているでしょう。

事務局 は譲渡人さんですね。今回渡される方です。ご兄弟なんですけど。3ページの譲渡人さんと4ページの所有者さんが同一人物です。

10番 譲受人

事務局 譲受人さんはこの方のご兄弟さんです。

10番 弟さんでしょう。弟さんは〇〇さんじゃないですよ。地目も〇〇さんになっているでしょう。図面も正弘さんになっているでしょうまだ。〇〇〇〇

事務局 ○○○○さんと○○○○さんが同一人物です。譲受人さんは○○○○さんです。弟さんです。家にいらっしゃる方です。

10番 前回も○○さんだったですかね。

事務局 はい。6月の時ですね

議長 他にご意見はございませんか。それでは、整理番号1につきまして、ご意見ないようでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可することに致します。

議長 続きまして整理番号2についてご意見のあられる方は挙手を願います。

(ありません) の声あり

議長 ないようでございますので、整理番号2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号2につきましては許可することに致します。
続きまして日程題3 議案第81号 農用地利用集積計画の認定についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局 日程第3. 議案第81号 農用地利用集積計画の認定について説明いたします。
16ページをお開き下さい。
新規で利用権等の種類が利用権設定貸借権で設定の期間が10年3ヶ月、借り手が16ページ記載の個人です。設定を行う農用地は富岡の田2筆1, 327㎡です。貸し手は同じく議案記載の個人です。
17ページをお開き下さい。転貸で利用権等の種類が利用権転貸貸借

権で設定の期間が6年3ヶ月です。借り手が円滑化法人で設定を行う農用地は富岡の畑2筆、1,059㎡です。貸し手は議案記載の個人です。18ページをお開き下さい。18ページの設定期間6年5ヶ月は6年3ヶ月の誤りですので訂正をお願いします。転貸で利用権等の種類が利用権転貸賃借権で設定の期間が6年3ヶ月借り手が18ページ記載の個人で、設定を行う農用地は17ページで円滑化法人が借り受けた農地を貸し出すものです。19ページをお開き下さい。利用権移転で、利用権等の種類が利用権移転、利用権の残存期間が5年3ヶ月で2件2,419㎡です。農用地は都呂々の田3筆です。土地の旧所有者及び土地の所有者は19ページのとおりです。親子間での貸し借りとなっております。

20ページをお開き下さい。

所有権移転で利用権等の種類が所有権移転です。買い手は20ページ記載の公社で売り手は同じく20ページ記載の個人です。移転する農用地は20ページ記載の畑 1筆 798㎡です。以上です。

議長 ありがとうございます。利用権設定についての説明がありましたが、この件につきましてご意見のある方は挙手をお願いします。

はい、ございませんね

(ありませんの声)

議長 はい、ありがとうございます。それでは賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので許可することにいたします。

議長 次に日程題4 議案第82号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 日程第4 議案第82号 非農地証明願についてご説明します。

22ページをお開き下さい。

農地の所在が都呂々で登記簿、現況地目ともに畑で農振農用地区域外です。面積は1,197㎡、所有者は23ページ登記簿記載のとおりで

す。農地を転用した理由及び現在の状況は、以前から山林化しており、農地としての復旧は難しい状況であり、農地として耕作することが出来ないので非農地として証明願いたいというものです。位置図、現地調査票につきましては23ページから29ページに記載しております。以上です。

議 長 はい、只今事務局から説明いただきましたが、この件についてご意見のある方は挙手をお願いします。

2 番 はい

議 長 はい、どうぞ 塚田さん。

2 番 9月13日の午前中に都呂々地区の松本委員さんと山下委員さんが議会中でありましたので年柄地区の西田委員の3名の委員と事務局から坂本さん田尻さんの5名で現地を確認に行きました。現地は竹の迫台地に通じる勾配の急な場所でありまして自宅を取り囲む畑ではありませんけれども、かなり荒れていて、自宅に陽が入らないのでいくら周りを切っているんですが、申請のように農地としてはもう長年使われていない状況でした。車も入らない場所で道は昔里道のようなものがありはしたんですが、もし基盤整備しても農地としては使えないだろうと判断してきたところですよ。27ページの調査員の意見として内容のとおり確認してきたところですよ。

議 長 はい、ありがとうございます。非農地証明願というのは今まで初めて議題として上がってきたようなことで皆さんもちょっと戸惑っていらっしゃると思いますが、今塚田委員さんの方からご説明のありましたように現地を事務局の2人と農業委員3名の方で現地を確認されたということでございます。この件についてご意見のある方は挙手をお願いします。

道路は通っていないんですか

2 番 道路は、はいぜんぜん

議 長 じゃあ車も行かんとですたいね。

2 番 はい。

議 長 ご意見ございませんか。

(ありません) の声

議 長 ないようでございますので非農地証明の方のこの件について賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 それでは全員賛成でございますので証明することに決定いたします。

議案につきましては以上でございますが、その他の項で事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、その他の項で説明したいと思います。

(資料により説明する。)

- 1、農地法施行規則第53条第1項第5に基づく届出について
- 2、農地改良届について 2件
- 3、その他 農地パトロールについて

次回農業委員会総会予定

平成24年10月25日(木) 午前9時30分

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして平成24年第9回総会を閉会いたします。

閉会午前10時34分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 _____
委 員 _____
委 員 _____